

議案第 7 3 号

住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 6 月 8 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(三豊市印鑑条例の一部改正)

第1条 三豊市印鑑条例（平成18年三豊市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者」を削る。

第4条第3項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は外国人登録証明書」を削る。

第5条第1号中「又は外国人登録原票」を削り、「記録又は登録され」を「記録され」に、「氏若しくは名又は氏名の一部」を「氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部」に、「表わして」を「表して」に改め、同条第2号中「氏名」の次に「又は通称」を加え、「表わして」を「表して」に改め、同条第5号中「ま滅」を「摩滅し、」に改め、同条第6号中「表わし」を「表し」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第3号を次のように改める。

(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

第6条第1項第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

第11条第1項第1号中「消除され、又は外国人登録原票から抹消された」を

「消除された」に改め、同項第 3 号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称)」を加える。

第 12 条第 1 項第 1 号を次のように改める。

- (1) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）

第 12 条第 1 項に次の 1 号を加える。

- (5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記

（三豊市手数料条例の一部改正）

第 2 条 三豊市手数料条例（平成 18 年三豊市条例第 71 号）の一部を次のように改正する。

別表外国人登録の部を削る。

（三豊市火葬場条例の一部改正）

第 3 条 三豊市火葬場条例（平成 18 年三豊市条例第 148 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「記載され、又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定によって外国人登録原票に登録されている」を「記録されている」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（三豊市印鑑条例の一部改正に関する経過措置）

- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてこの条例による改正前の三豊市印鑑条例第 2 条第 1 項の規定に基づき印鑑の登録を受けていた外国人（以下「外国人印鑑登録者」という。）であって、施行日においてこの条例による改正後の三豊市印鑑条例第 2 条第 1 項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録については、施行日において職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、市長は、速やかに当該印鑑の登録を受けていた者に対して、その旨を通知しなければならない。

- 3 市長は、外国人印鑑登録者であって、施行日において住民基本台帳法の一部を改

正する法律（平成 21 年法律第 77 号）附則第 4 条第 1 項の規定に基づき住民票が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い、印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。

（三豊市火葬場条例の一部改正に関する経過措置）

- 4 施行日前に死亡した者で、当該死亡した日において出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）の規定に基づき本市の外国人登録原票に登録されていたものについては、施行日以後においても三豊市火葬場を使用することができるものとする。

【議案第73号関係】

住民基本台帳法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表（抄）

【第1条関係】 三豊市印鑑条例（平成18年三豊市条例第17号）一部改正

改正後（案）	現 行
（登録資格） 第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 略 （登録申請の確認） 第4条 略 2 略 3 略 (1) 官公署の発行した免許証、許可証<u>又は</u>身分証明書であって本人の写真を貼付したもの (2) 略 4 略 （登録拒否） 第5条 略 (1) 住民基本台帳に<u>記録</u>されている氏名、<u>氏、名若しくは通称（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表して</u>いないもの (2) 職業、資格その他氏名<u>又は通称</u>以外の事項を<u>表して</u>いるもの (3)・(4) 略 (5) <u>摩滅し、又は損傷しているもの</u> (6) 印影を鮮明に<u>表し</u>にくいもの (7) 略 <u>2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（住民基本台帳法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</u> （印鑑登録原票） 第6条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあっては、氏名及び通称）</u> (4)～(6) 略 <u>(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録</u>	（登録資格） 第2条 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者<u>又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)に基づき本市の外国人登録原票に登録されている者</u>は、1人1個に限り印鑑の登録を受けることができる。 2 略 （登録申請の確認） 第4条 略 2 略 3 略 (1) 官公署の発行した免許証、許可証<u>若しくは</u>身分証明書であって本人の写真を貼付したもの<u>又は外国人登録証明書</u> (2) 略 4 略 （登録拒否） 第5条 略 (1) 住民基本台帳<u>又は外国人登録原票に記録又は登録</u>されている氏名、<u>氏若しくは名又は氏名の一部</u>を組み合わせたもので<u>表わして</u>いないもの (2) 職業、資格その他氏名以外の事項を<u>表わして</u>いるもの (3)・(4) 略 (5) <u>ま滅</u>又は損傷しているもの (6) 印影を鮮明に<u>表わし</u>にくいもの (7) 略 （印鑑登録原票） 第6条 略 (1)・(2) 略 <u>(3) 氏名</u> (4)～(6) 略

<u>を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u> <u>(8)</u> 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項 2 略 (印鑑登録の職権抹消) 第11条 略 (1) 本市の住民基本台帳から<u>消除された</u>とき。 (2) 略 (3) 氏名<u>(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</u>、氏又は名の変更があつた(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)とき。 (4) 略 2 略 (印鑑登録の証明) 第12条 略 <u>(1) 氏名(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)</u> (2)～(4) 略 <u>(5) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記</u> 2 略	<u>(7)</u> 前各号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項 2 略 (印鑑登録の職権抹消) 第11条 略 (1) 本市の住民基本台帳から<u>消除され、又は外国人登録原票から抹消された</u>とき。 (2) 略 (3) 氏名、氏又は名の変更があつた(登録されている印影を変更する必要のない場合を除く。)とき。 (4) 略 2 略 (印鑑登録の証明) 第12条 略 <u>(1) 氏名</u> (2)～(4) 略 2 略
---	---

【第2条関係】 三豊市手数料条例（平成18年三豊市条例第71号）一部改正

改正後（案）	現行																																																																								
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																																																																								
<table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">1住民基本台帳</td><td>住民基本台帳の閲覧手数料</td><td>1件につき</td><td>300</td></tr><tr><td>住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料</td><td>1通につき</td><td>300</td></tr><tr><td>住民票の記載事項の証明書手数料</td><td>1通につき</td><td>300</td></tr><tr><td>住民基本台帳カードの交付手数料</td><td>1件につき</td><td>500</td></tr><tr><td>住民基本台帳カードの再交付手数料</td><td>1件につき</td><td>500</td></tr><tr><td rowspan="3">印鑑</td><td>印鑑証明手数料</td><td>1通につき</td><td>300</td></tr><tr><td>印鑑再登録手数料</td><td>1件につき</td><td>300</td></tr><tr><td>認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料</td><td>1件につき</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	(略)				1住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300	住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300	住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500	住民基本台帳カードの再交付手数料	1件につき	500	印鑑	印鑑証明手数料	1通につき	300	印鑑再登録手数料	1件につき	300	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件につき	300	(略)				<table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr><tr><td rowspan="5">1住民基本台帳</td><td>住民基本台帳の閲覧手数料</td><td>1件につき</td><td>300</td></tr><tr><td>住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料</td><td>1通につき</td><td>300</td></tr><tr><td>住民票の記載事項の証明書手数料</td><td>1通につき</td><td>300</td></tr><tr><td>住民基本台帳カードの交付手数料</td><td>1件につき</td><td>500</td></tr><tr><td>住民基本台帳カードの再交付手数料</td><td>1件につき</td><td>500</td></tr><tr><td>外国人登録</td><td>外国人登録原票記載事項証明書手数料</td><td>1通につき</td><td>300</td></tr><tr><td rowspan="3">印鑑</td><td>印鑑証明手数料</td><td>1通につき</td><td>300</td></tr><tr><td>印鑑再登録手数料</td><td>1件につき</td><td>300</td></tr><tr><td>認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料</td><td>1件につき</td><td>300</td></tr><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table>	(略)				1住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300	住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300	住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500	住民基本台帳カードの再交付手数料	1件につき	500	外国人登録	外国人登録原票記載事項証明書手数料	1通につき	300	印鑑	印鑑証明手数料	1通につき	300	印鑑再登録手数料	1件につき	300	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件につき	300	(略)			
(略)																																																																									
1住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300																																																																						
	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300																																																																						
	住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300																																																																						
	住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500																																																																						
	住民基本台帳カードの再交付手数料	1件につき	500																																																																						
印鑑	印鑑証明手数料	1通につき	300																																																																						
	印鑑再登録手数料	1件につき	300																																																																						
	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件につき	300																																																																						
(略)																																																																									
(略)																																																																									
1住民基本台帳	住民基本台帳の閲覧手数料	1件につき	300																																																																						
	住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料	1通につき	300																																																																						
	住民票の記載事項の証明書手数料	1通につき	300																																																																						
	住民基本台帳カードの交付手数料	1件につき	500																																																																						
	住民基本台帳カードの再交付手数料	1件につき	500																																																																						
外国人登録	外国人登録原票記載事項証明書手数料	1通につき	300																																																																						
印鑑	印鑑証明手数料	1通につき	300																																																																						
	印鑑再登録手数料	1件につき	300																																																																						
	認可地縁団体印鑑登録に関する証明手数料	1件につき	300																																																																						
(略)																																																																									

【第3条関係】 三豊市火葬場条例（平成18年三豊市条例第148号）一部改正

改正後（案）	現 行
(使用の範囲) 第3条 略 (1) 死亡者又は申請者が本市で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に<u>記録されている</u>もの (2) 略	(使用の範囲) 第3条 略 (1) 死亡者又は申請者が本市で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による住民基本台帳に<u>記載され、又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定によって外国人登録原票に登録されている</u>もの (2) 略